

↳ 贈与等により取得した資産の取得費

Q : 相続や贈与により取得した資産に係る取得費の取扱いが明らかにされたそうですが、どのような内容になっていますか？

A : 国税庁が今年の2月14日に公表した「贈与・相続により取得した資産を譲渡した場合の譲渡所得の取得費について」の内容を所得税基本通達に盛り込んだもので、次のような内容になっています。

【解説】

贈与、相続又は遺贈(贈与等)により譲渡所得の基因となる資産を取得した場合、受贈者等が資産を取得するために通常必要と認められる費用、たとえば、不動産登記費用やゴルフ会員権の名義書換料等を支出しているときは、必要経費に算入された登録免許税、不動産取得税を除いて資産の取得費に算入できることとされました。

この場合の通常必要と認められる費用とは、たとえば、不動産の贈与等を受けた場合に必要となる登録免許税や登録に要する費用、不動産取得税、ゴルフ会員権や株式の名義書換手数料や株式の名義書換手数料などがこれに該当します。

しかし、相続の場合の遺産分割のための費用や遺産分割の争いを解決するための弁護士費用、裁判費用についてはその実態により判断することとなりますが、争いやもめごとの解決のための費用となると、通常必要となる費用とはならないことから、これには含まれないものと思われます。

